立川労働基準監督署

令和７年度　業務案内

Ⅰ　管内の特徴

管轄地域は、立川市、府中市等の北多摩西部１０市にわたり面積は 168.55k㎡で、適用事業場は 39,776 事業場、労働者数は 515,017 人です。（令和3年経済センサス活動調査）

管内産業の特徴は、商業を中心として第三次産業の占める割合が多いほか、都心に比べ電気機械器具等の製造業の占める割合が高く、大規模な工場、研究所とその関係事業場が多数あることです。また、管内に約 132 万人が居住していることから社会福祉施設など保健衛生業の事業場が増加しています。

加えて、立川駅周辺は多摩地域の中心となる広域的な商業、業務拠点の事業場が集積しています。

図1　立川監督署管内略図

Ⅱ　監督署の組織と主な業務

立川労働基準監督署　　〒190-8516　立川市緑町４－２　　立川地方合同庁舎３階

TEL　第１～４方面　　０４２（５２３）４４７２
安全衛生課　　０４２（５２３）４４７３
労災課　　０４２（５２３）４４７４

［方　面］
- 事業場に対する監督指導
- 賃金、解雇、労働時間等の労働条件に関する申告、相談
- 就業規則、時間外・休日労働協定届等の各種届出の受理
- 司法事件捜査

総合労働相談コーナー
- 個別労働紛争等についての労働相談

労働時間相談・支援コーナー
- 労働時間制度の見直し、長時間労働の縮減など労働時間に関するあらゆる相談

［安全衛生課］
- 労働災害の防止、労働者の健康確保等に関する指導
- ボイラー、クレーン等の検査
- 工事計画、機械等設置届などの受理
- 労働者死傷病報告、健康診断結果報告、衛生管理者等の選任報告など

［労災課］
- 業務上災害、通勤災害による労災保険給付に関する調査決定
- 労働保険成立の届出、労働保険料の徴収

［業務課］
- 庶務、会計

Ⅲ　現状と対策

１　労働条件の確保・改善等

働き方改革関連法が施行されたことを受けて、様々な機会を通じて法令の周知を行っていますが、今後も、引き続き事業者等に寄り添った丁寧な支援を行い、法令内容の理解を促します。

特に令和6年4月1日に時間外労働の上限規制が適用となった建設事業、自動車運転の業務、医師については、引き続き集団指導や説明会等を実施し、時間外労働の上限規制の遵守やテレワーク等の多様な働き方に対応した適切な労務管理の確保・支援に取り組みます。

図2　申告処理件数の推移

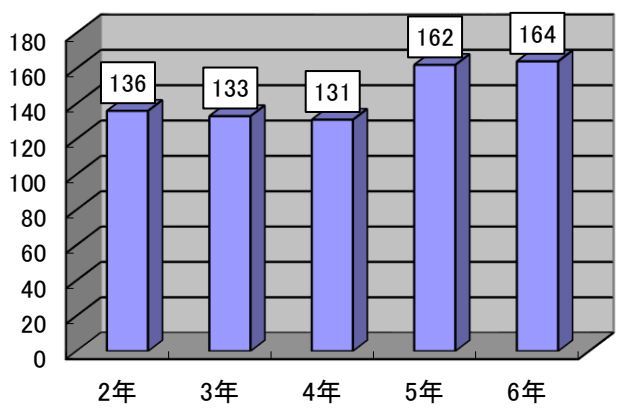

図3　労働相談件数の推移

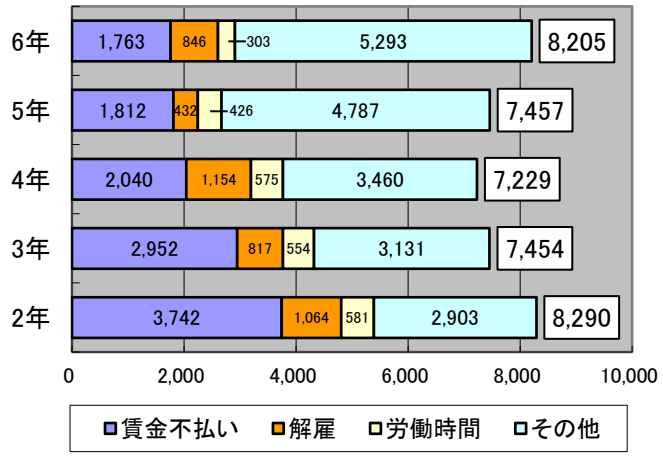

申告処理件数は、令和4年が131件、令和5年が162件、令和6年が164件であり、いずれの年も定期賃金不払いが7割程度を占めています。

労働相談件数は、令和4年が7，229件、令和5年が7，457件、令和6年が8，205件であり、全体の半数程度を占めていた賃金不払い、解雇、労働時間等の割合は下がったものの3分の1以上を占めています。

上記の状況をふまえ、今年度の重点課題は次のとおりです。

- 改正労基法に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底を図ります。
- 中小企業及び令和6年度適用開始業務等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件の確保、改善対策に努めます。
- 最低賃金の周知、履行確保に努めます。

２　安全確保対策

労働災害は令和5年に大幅に増加し、令和6年も917人と、前年に比べて48人、5．0%減少しましたが、例年と比べて高い水準にあります。また、死亡災害は、建設業ではさまれ・巻き込まれ災害と警備業で交通事故の合計2件が発生しています。

業種別の死傷災害では、製造業（▲4人、▲5．1%）、建設業（▲22人、▲22．4%）、陸上貨物運送事業（▲20人、▲17．2%）、第三次産業（▲7人、▲1．1%）でそれぞれ減少しました。

第三次産業における業種別では、死傷災害の多い順に、小売業で増加（＋19．8%）、社会福祉施設で減少（▲16．6%）、飲食店で増加（＋6．0%）、ビルメンテナンス業で減少（▲18．2%）、警備業で増加（＋54．2%）しました。

（※本文はコロナり患を除く件数です。）

図4　死亡災害件数及び死傷災害（休業4日以上）件数の推移

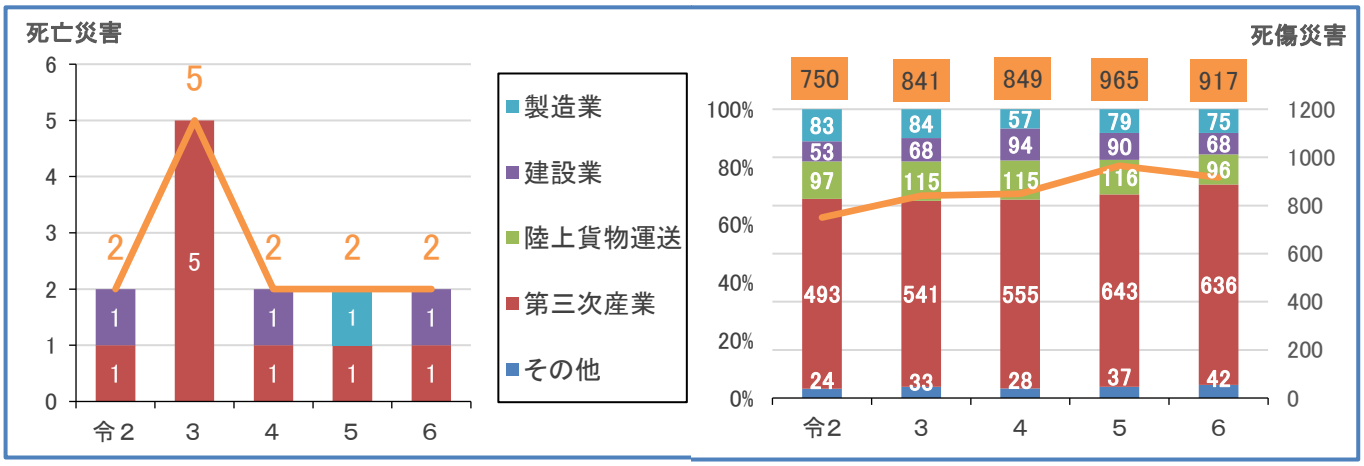

（※労働災害のグラフは、新型コロナり患を除く件数です。）

図5　事故の型別死傷災害発生件数の推移

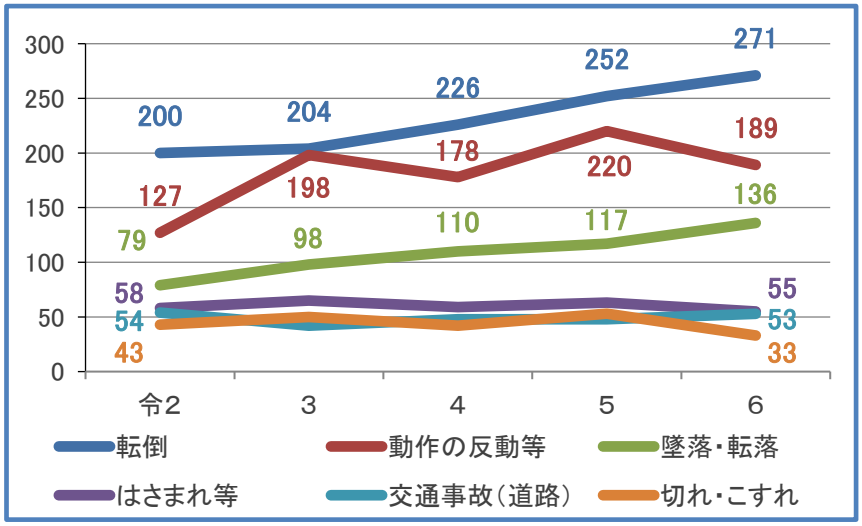

コロナり患を除く事故の型別にみると「転倒」災害が最も多く発生しており、全体の3割程度を占めています。次いで腰痛等に代表される「動作の反動、無理な動作」「墜落・転落」災害、機械災害での発生が多い「はさまれ・巻き込まれ」災害等となっています。

「転倒」「動作の反動等」等の労働者の行動に起因する災害が、全体の5割を占めるなど多く発生しており、リスクアセスメントによる危険要因の把握及びリスク低減対策が必要です。

- 令和5年度を初年度とした第14次労働災害防止計画（5か年で5%の災害減少）に基づき、労働災害の発生状況に応じた、労働災害を減少させるための対策を推進します。
- リスクアセスメントの実施等自主的な安全衛生活動の普及と定着を図ります。
- 災害多発業種である第三次産業のほか、陸上貨物運送事業、製造業、建設業に対しても重点を置いて労働災害防止対策を推進します。

3　健康確保対策

定期健康診断における有所見率はやや増加傾向にありますが、ここ数年は6割前後で推移しています。

図6　定期健康診　有所見率の推移

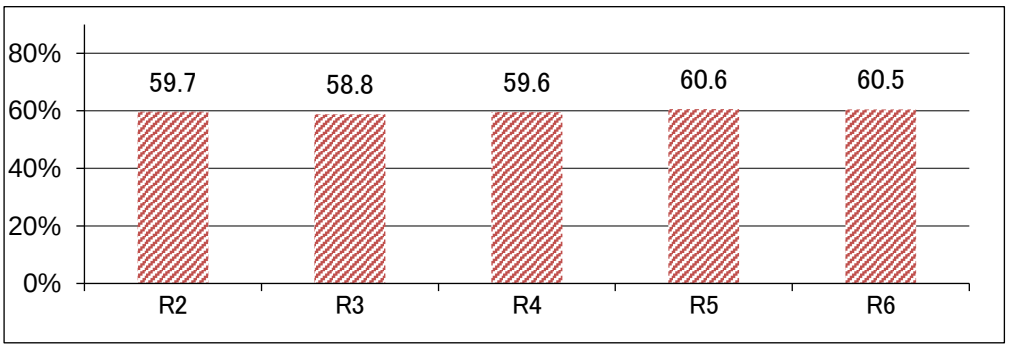

職業性疾病の発生状況は、新型コロナウイルス感染症のり患を含め、全体（280人）のうち約6割（170人）が医療・福祉関係にて発生しています。

図7　業種別職業性疾病発生状況

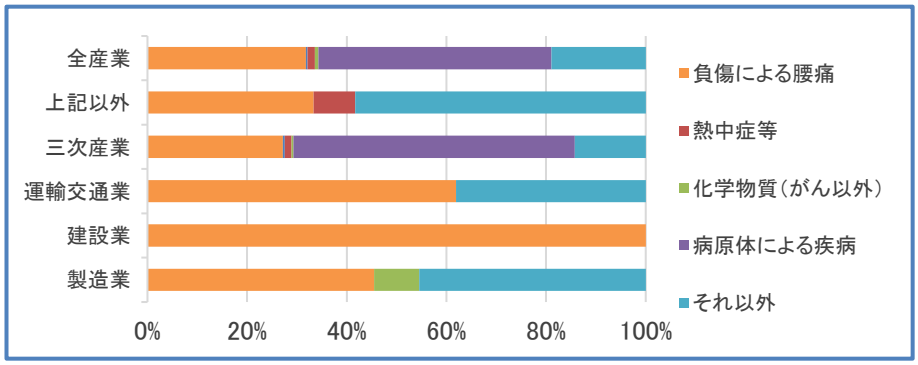

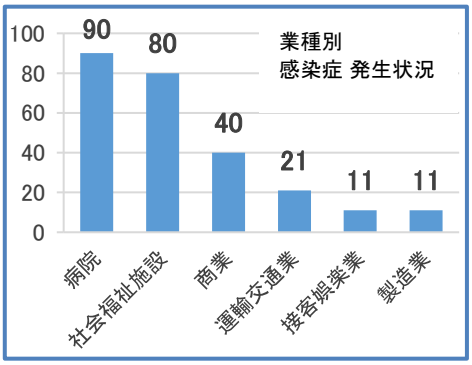

- 化学物質による健康障害を防止するため「職場における新たな化学物質規制」に係る、労働安全衛生規則の改正内容等の周知、第10次粉じん障害防止対策に取り組みます。
- 労働者の心の健康保持増進のためのストレスチェックの実施、集団分析の活用割合の向上を含めたメンタルヘルス対策を推進します。
- 約3割を占める腰痛災害を減少させるための「腰痛予防対策指針」等による労働者への教育や作業方法等の作業管理の改善の取組み、熱中症、職業性疾病予防対策を推進します。

4　労災補償対策

令和6年度労災保険給付状況（年金給付及び労災指定医療機関への支払いを除く。）は、業務上災害が5，817件、約9億1，712万円で前年度比507件減少、通勤災害が1，195件、約1億7，520万円で前年度比211件増加しています。

令和6年度の業務上疾病に係る労災請求件数（速報値）は、脳・心臓疾患11件、精神障害等27件、石綿関連疾患10件であり、精神障害等及び石綿関連疾患に係る請求に減少がみられます。

また、新型コロナウイルス感染症関連の請求件数は、令和5年度581件に対し、令和6年度は194件と減少しています。

図８　労災保険給付支払件数の推移

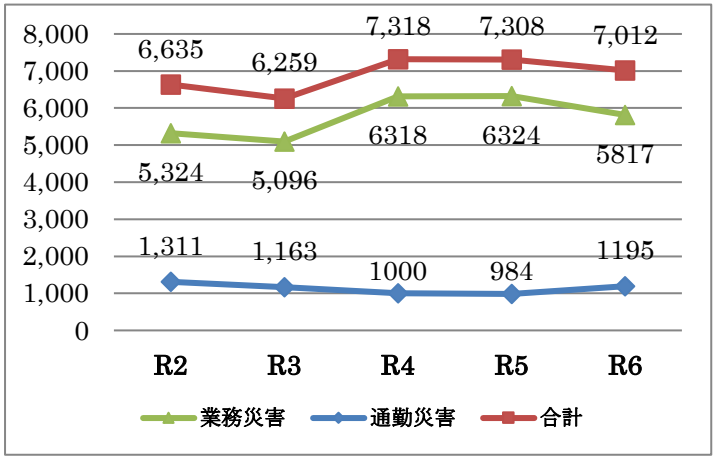

図９　業務上疾病に係る請求件数の推移

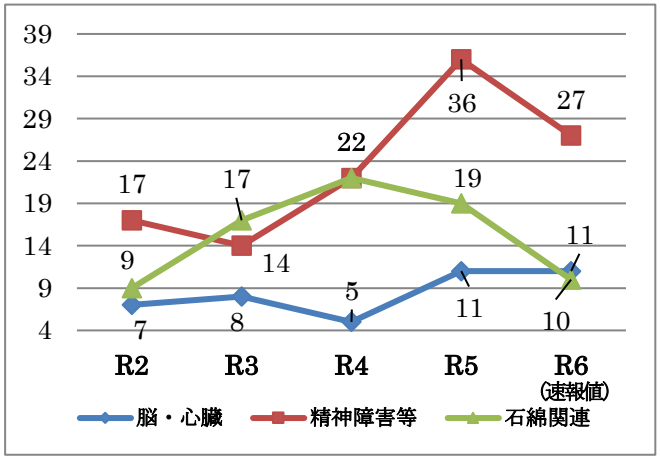

- 労災保険給付の請求について、迅速・公正な認定に取り組みます
- 脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患等業務上疾病事案について、的確な認定を取り組みます。
- 労働保険料等の適正な徴収を図り、未手続事業の解消に向け取り組みます。

（令和 7年 4月）